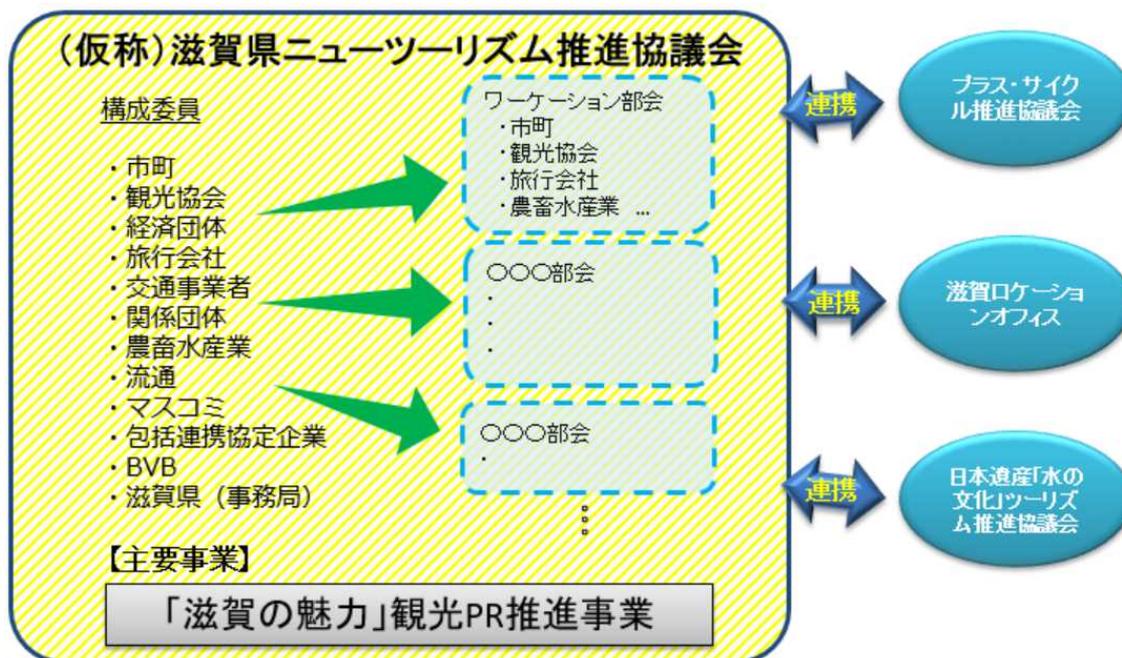


滋賀県ニューツーリズム推進協議会の進め方

滋賀県ニューツーリズム推進協議会



協議会の主な業務

- (1) 各団体間の情報共有に関する事項
- (2) 各団体間の相互連携や調整に関する事項
- (3) 広報宣伝活動等の情報発信に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するため必要な事項

協議会の活動

総会は年2回程度開催し、必要に応じ、部会、幹事会を開催。

また、構成団体の広報等の情報については、都度メール等により共有を図る。

各種部会の設置

特定分野の事項を検討するため必要に応じ部会を設置。

- ・ワーケーション部会 ほか